



岐阜県政記者クラブ加盟社 各位

令和5年9月29日(金) 岐阜県発表資料			
担当課	担当係	担当者	電話番号
統計課	人口労働係	中村 美紀子	内線3069 直通058-272-8184 FAX058-271-5720

令和5年7月分 毎月勤労統計調査結果

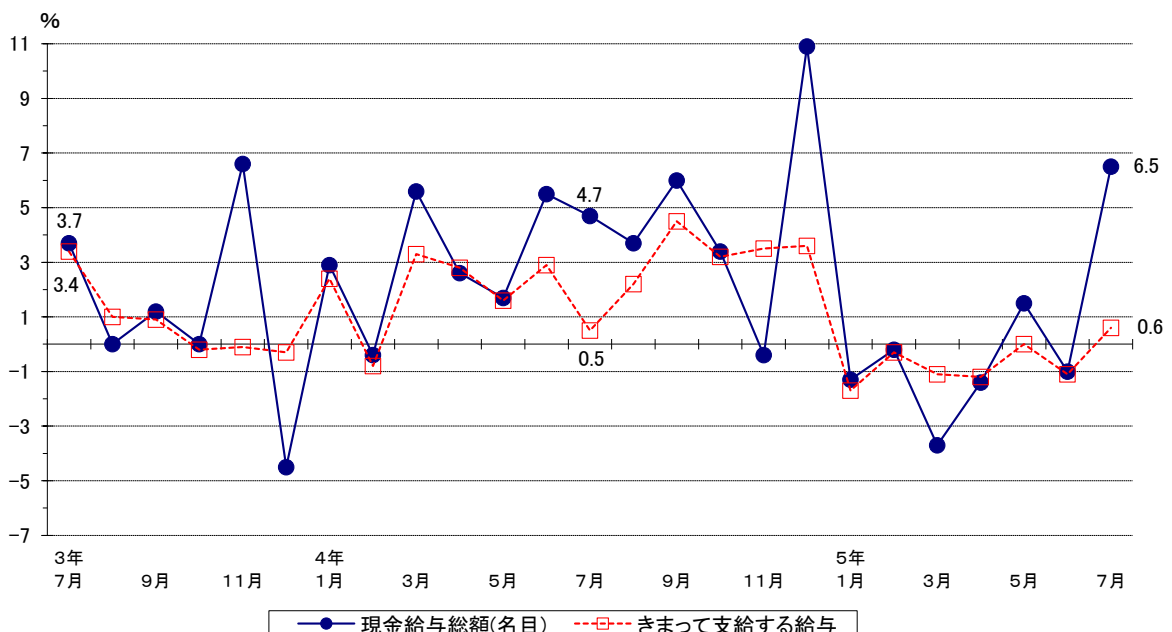
賃金

- ・7月のきまって支給する給与は、規模5人以上で251,931円、前年同月比1.5%増で、3ヶ月連続で前年同月を上回った。また、規模30人以上では271,484円、前年同月比0.6%増で、7ヶ月ぶりに前年同月を上回った。
- ・特別に支払われた給与を含む現金給与総額は、規模5人以上で372,483円、前年同月比4.9%増で、3ヶ月連続で前年同月を上回った。また、規模30人以上では428,324円、前年同月比6.5%増で、2ヶ月ぶりに前年同月を上回った。

表1 賃金の動き

産 業	現金給与総額				きまって支給する給与				所定内給与		所定外給与		特別に支払われた給与	
	実数	指数	前月比	前年同月比	実数	前月比	前年同月比	実数	前年同月比	実数	前年同月比	実数	前年同月差	
【事業所規模5人以上】														
調査産業計	372 483	131.5	△7.5	4.9	251 931	1.5	1.5	233 712	0.8	18 219	120 552	13 314		
建設業	608 349	168.3	27.6	27.2	359 209	3.8	9.0	323 252	2.4	35 957	249 140	100 249		
製造業	504 229	159.5	20.0	10.7	286 210	2.3	4.4	261 181	4.8	25 029	218 019	36 550		
卸売業、小売業	374 582	168.5	8.3	△6.6	225 632	1.0	△1.1	214 337	△2.8	11 295	148 950	△24 066		
医療、福祉	310 893	110.1	△18.0	7.4	246 020	2.3	0.1	232 750	△1.2	13 270	64 873	21 356		
【事業所規模30人以上】														
調査産業計	428 324	133.1	△6.0	6.5	271 484	0.7	0.6	251 426	1.2	20 058	156 840	24 368		
建設業	653 364	153.0	△14.0	13.0	401 112	0.3	7.1	364 530	5.1	36 582	252 252	48 591		
製造業	588 286	174.0	21.1	10.3	310 183	0.9	4.7	280 291	5.6	29 892	278 103	41 093		
卸売業、小売業	423 488	174.4	105.9	△1.4	222 778	9.3	0.7	217 741	2.0	5 037	200 710	△7 523		
医療、福祉	370 791	111.5	△29.9	13.5	294 798	△0.9	1.5	275 948	0.5	18 850	75 993	39 863		

図1 賃金の動き（前年同月比）－規模30人以上・調査産業計－



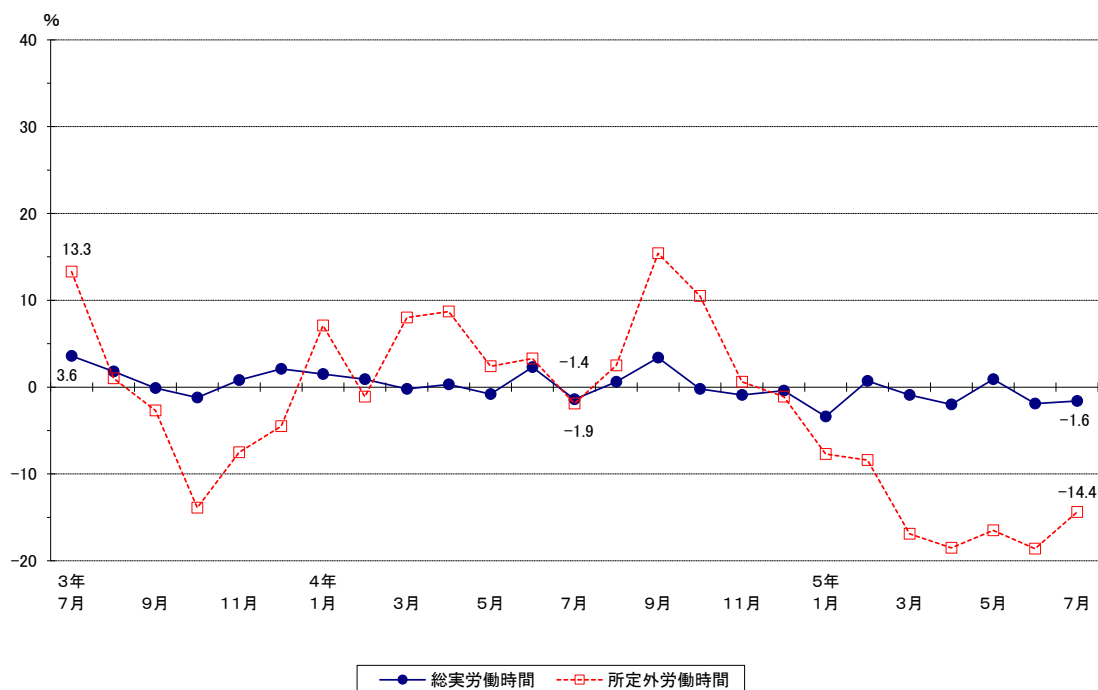
労働時間

- ・総実労働時間は、規模5人以上で139.2時間、前年同月比2.5%減で、2ヶ月連続で前年同月を下回った。また、規模30人以上では146.4時間、前年同月比1.6%減で、2ヶ月連続で前年同月を下回った。
- ・所定外労働時間は、規模5人以上で9.5時間、前年同月比2.1%減で、5ヶ月連続で前年同月を下回った。また、規模30人以上では10.1時間、前年同月比14.4%減で、8ヶ月連続で前年同月を下回った。

表2 労働時間の動き

産 業	総実労働時間							出勤日数		
	実数				所定外労働時間			実数	前月差	前年同月差
	時間	指数	前月比	前年同月比	時間	前月比	前年同月比			
【事業所規模5人以上】 調査産業計	139.2	102.1	△1.5	△2.5	9.5	8.0	△2.1	18.1	△0.5	△0.4
建設業	187.1	116.9	10.0	9.6	18.8	33.3	39.2	22.3	1.6	1.8
製造業	163.3	105.6	△0.6	0.7	13.2	9.1	△7.0	19.5	△0.5	△0.2
卸売業、小売業	126.3	99.8	△2.5	△8.8	5.5	48.7	14.6	17.7	△0.6	△1.3
医療、福祉	130.5	100.5	△0.2	△1.4	5.0	13.6	35.1	18.1	△0.4	△0.1
【事業所規模30人以上】 調査産業計	146.4	102.9	△2.2	△1.6	10.1	4.2	△14.4	18.4	△0.5	△0.3
建設業	176.5	111.2	4.6	4.0	15.2	7.7	2.0	21.0	0.9	1.0
製造業	166.5	106.7	△2.5	△1.9	14.7	7.3	△13.0	19.5	△0.7	△0.4
卸売業、小売業	131.9	104.2	1.0	△2.7	2.9	16.0	△31.0	18.3	△0.3	△0.5
医療、福祉	142.0	102.6	△1.6	0.9	5.7	1.8	11.7	18.7	△0.3	0.2

図2 労働時間の動き（前年同月比）－規模30人以上・調査産業計－



雇 用

- ・常用労働者数は、規模5人以上で683,073人、前年同月比0.8%減で、7ヶ月連続で前年同月を下回った。
また、規模30人以上では369,155人、前年同月比2.8%減で、7ヶ月連続で前年同月を下回った。
- ・パートタイム労働者の比率は、規模30人以上で26.3%となり、前年同月差0.3ポイント上昇した。

表3 常用雇用の動き

産 業	常 用 労 働 者						労 働 異 動	
	実 数	指 数	前月比	前年同月比	パートタイム 労働者比率	パートタイム 労働者比率 前年同月差	入職率	離職率
【事業所規模5人以上】	人		%	%	%	ポイント	%	%
調 査 産 業 計	683 073	100.4	0.1	△ 0.8	34.2	1.6	1.35	1.55
建 設 業	38 801	99.3	0.0	△ 2.0	4.3	△ 5.6	1.29	1.38
製 造 業	179 016	100.7	0.4	△ 3.8	15.3	△ 1.7	0.73	0.96
卸 売 業、小 売 業	125 076	103.0	0.1	1.5	49.7	6.4	1.38	1.20
医 療、福 祉	108 287	102.2	△ 0.5	△ 0.8	39.3	0.5	0.57	1.06
【事業所規模30人以上】								
調 査 産 業 計	369 155	100.7	△ 0.3	△ 2.8	26.3	0.3	1.55	1.99
建 設 業	10 994	104.8	1.9	△ 0.2	5.7	△ 2.1	4.65	2.72
製 造 業	127 054	99.6	0.2	△ 5.2	9.8	△ 0.6	0.79	1.05
卸 売 業、小 売 業	49 819	109.8	0.5	△ 1.6	47.3	0.8	1.76	1.30
医 療、福 祉	55 563	97.4	△ 0.4	△ 2.6	28.3	1.5	0.83	1.22

図3 常用雇用の動き（前年同月比）－規模30人以上・調査産業計－

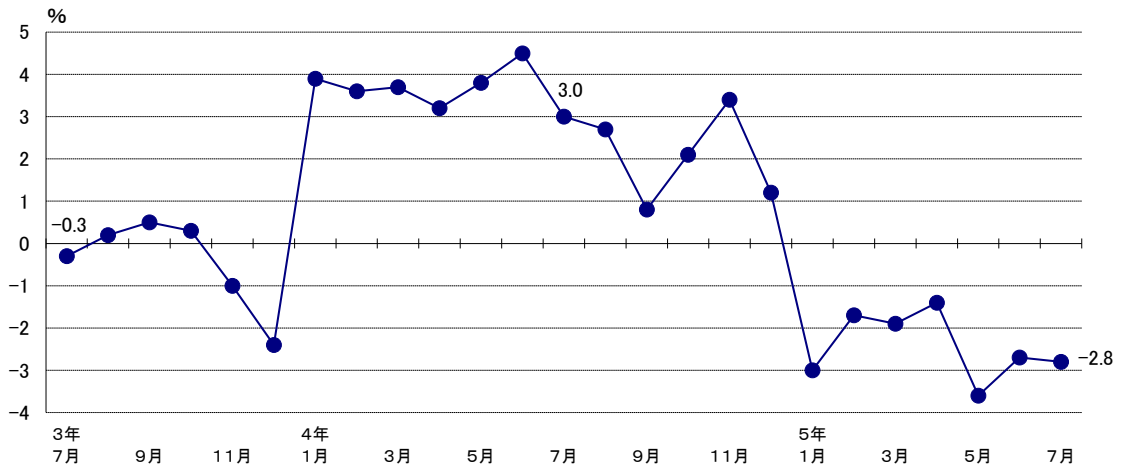
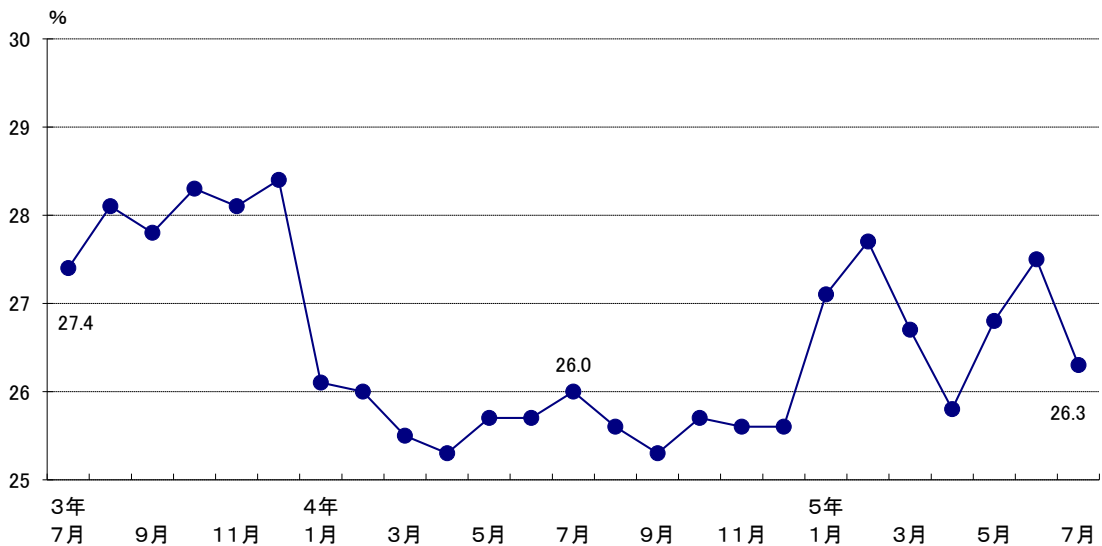


図4 パートタイム労働者比率の動き－規模30人以上・調査産業計－



【利用上の注意】

- 1 令和4年1月分結果から、賃金・労働時間及び雇用指数は令和2年平均を100とする令和2年基準を使用。これに伴い、令和3年12月分までの指数を令和2年平均が100となるように改訂した。
- 2 令和3年12月分までの増減率は平成27年基準の指数を用いて計算をしたものである。そのため、令和2年基準の指数で計算した場合と必ずしも一致しない。
- 3 前年比などの増減率は、指数等により算出しており、実数で計算した場合と必ずしも一致しない。
- 4 調査事業所のうち30人以上の抽出方法は、従来の2～3年に一度行う総入替え方式から、毎年1月分調査時に行う部分入替え方式に平成30年から変更した。賃金、労働時間指数とその増減率は、総入替え方式のときに行っていた過去に遡った改訂はしない。常用雇用指数とその増減率は、令和4年1月分結果から労働者数推計のベンチマークを更新したことに伴い、過去に遡って改訂した。
- 5 指数の算式

基準年の平均（以下「基準数値」という。）を100とする指数を作成している。
各月の指数は、次の算式によって作成している。

$$\text{各月の指数} = \frac{\text{各月の調査結果の実数}}{\text{基準数値}} \times 100$$

指数と各月の調査結果の実数との対応は次のとおりである。

指数の種類	各月の調査結果の実数
現金給与総額指数	各月の1人平均現金給与総額
総実労働時間指数	各月の1人平均総実労働時間数
常用雇用指数	各月の本月末常用労働者数

上記の算式により作成された指数に基づいて、前年同月比等の増減率を計算している。

- 6 現在の指数の基準時は、令和2年（2020年）である。
- 7 常用労働者とは、
 - ① 期間を定めずに雇われている者
 - ② 1か月以上の期間を定めて雇われている者のいずれかに該当する者をいう。
- 8 パートタイム労働者とは、常用労働者のうち、
 - ① 1日の所定労働時間が一般の労働者より短い者
 - ② 1日の所定労働時間が一般の労働者と同じで1週の所定労働日数が一般の労働者より少ない者のいずれかに該当する者をいう。また、一般労働者とは、常用労働者のうち、パートタイム労働者でない者をいう。

【調査の概要】

厚生労働省が実施する、統計法に基づく基幹統計調査であり、雇用労働者の賃金、労働時間及び雇用の毎月の変動を明らかにすることを目的とするものである。

調査結果は、労働・経済政策の基礎資料として用いられている。

この調査は、日本標準産業分類に定める「鉱業、採石業、砂利採取業」「建設業」「製造業」「電気・ガス・熱供給・水道業」「情報通信業」「運輸業、郵便業」「卸売業、小売業」「金融業、保険業」「不動産業、物品賃貸業」「学術研究、専門・技術サービス業」「宿泊業、飲食サービス業」「生活関連サービス業、娯楽業」「教育、学習支援業」「医療、福祉」「複合サービス事業」「サービス業（他に分類されないもの）」に属する常用労働者5人以上の事業所のうち、厚生労働大臣が指定する約800事業所を対象とする。

< 環境生活部統計課ホームページ >

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/13376.html>